

丹波市立営駐車場
指定管理者募集要項

令和6年4月
丹波市財務部資産活用課

丹波市営駐車場指定管理者募集要項

丹波市営駐車場（以下、「駐車場」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び丹波市営駐車場条例（平成21年丹波市条例第28号、以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1 公募する施設の概要等

(1) 名称 丹波市営駐車場

駐車場の名称、所在及び概要等については、別紙（1）のとおりとする。

(2) 施設の利用状況

駐車場の利用状況については、別紙（2）のとおりとする。

(3) 駐車場の運営経費

駐車場の運営実績については、別紙（3）のとおりとする。

2 管理運営の基本方針

指定管理者は、公の施設であることを念頭に置き、住民生活の利便を増進するとともに、道路交通の機能確保を図ることとした駐車場の設置目的をより効果的及び効率的に達成し、もって公共の福祉の一層の増進を図ること。

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 供用日 全日（24時間）

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置をとる必要があります。

(3) 関係法令等の遵守

指定管理者は、駐車場の管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守する必要があります。（地方自治法（昭和22年法律第67号）等）

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

業務の範囲は下記並びに別添「丹波市営駐車場指定管理者仕様書」のとおり

りとします。

なお、部分的な業務の委託については、あらかじめ市の承認を得たうえで、他の事業者へ委託できるものとします。

- ① 駐車場の利用の許可に関する業務
- ② 駐車場の利用料金の徴収に関する業務
- ③ 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ その他、駐車場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(2) 指定管理者と市の責任分担

市と指定管理者の責任分担は、別紙の「リスク分担表」によるものとします。ただし、同表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議して定めることとします。

5 一時預かり駐車場における精算機の更新について

駐車場の保守管理を図り、安定的なサービスを提供することを目的として、精算機の更新を下記のとおり行うこととします。

(1) 更新箇所

丹波市営柏原駅前駐車場

丹波市営石生駅西駐車場

丹波市営黒井駅前駐車場

丹波市営谷川駅前駐車場

丹波市営下滝駅前駐車場

丹波市営市島駅前駐車場

丹波市営丹波竹田駅前駐車場

※青垣町を除く各町に最低1か所は精算機を設置する。そのため、実績に基づき、丹波市営下滝駅前駐車場及び丹波市営丹波市竹田駅前駐車場の更新は任意とします。ただし、設置しない場合においても駐車場としての維持管理は行うこととします。

(2) 更新時期：令和7年度

(3) 機器の仕様等

- ① 更新する機器は、現行の運用を維持できるものであり、駐車場内の安全が確保される仕様のものであり、市と協議のうえ決定することとします。
- ② 新紙幣に対応した機器としてください。
- ③ 電子マネーに対応した機器としてください。

(4) 費用負担

機器更新に要する費用（既存機器の撤去費用含む）は、指定管理者の負担とします。

(5) 更新費用の収支計画・収支報告における取扱い

- ① 収支計画における取扱い：機器更新に要する費用を明らかにし、指定管理期間（5年間）で按分し経費に計上してください。
- ② 収支報告における取扱い：機器更新に要する費用を明らかにし、指定管理期間（5年間）で按分し経費に計上してください。

(6) 更新期間中の措置

工期中の利用者への対応等について市と十分協議を行うこととします。

6 管理運営に要する経費の算出等について

(1) 管理運営に要する経費については、事業計画書において提示のあった金額を参考に協定書で定めます。なお、管理に係る金額の算出にあたっては、以下の経費を含めるものとします。

- ① 本業務を履行するために必要な人件費、需用費、役務費、委託料及びその他必要な経費を計上すること。
- ② 電子マネー使用にかかる経費として、毎月の基本使用料及び手数料を計上すること。
- ③ 施設賠償責任保険料に加入すること。
なお、駐車場管理に係る火災保険は市が加入する。
- ④ 精算機導入メーカーの保守点検委託料を計上すること。
- ⑤ 修繕料として、77,000円/年を計上すること。
- ⑥ 簡易的な除雪費用として、50,000円/年を計上すること。

(2) 管理運営に要する経費の支払い

会計年度は、4月1日から翌年3月31日とし、支払時期及び方法については、別途協定書で定めることとする。

7 指定管理者の指定期間

指定期間は、5年間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）とします。ただし、指定管理者が市の指示に従わない時並びにその他当該指定管理者による業務を継続することが適用でないと認められるときは、市はその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

8 利用料金収入

駐車場を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入として収受

することができます。また、利用料金は、条例で定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定めることができます。

9 指定管理料

- (1) 駐車場業務に係るすべての経費は、利用料金収入、丹波市が支払う指定管理料及びその他の収入をもって充てるものとします。
- (2) 市が支払う指定管理料は、「4 指定管理者が行う業務の範囲等」で示した駐車場の管理運営に要する経費を毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払います。
- (3) 指定管理料の限度額（消費税及び地方消費税を含む）は、以下のとおりとします。
 - 1年目 1,494,000円（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
 - 2年目 1,494,000円（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
 - 3年目 1,494,000円（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
 - 4年目 1,494,000円（令和10年4月1日～令和11年3月31日）
 - 5年目 1,494,000円（令和11年4月1日～令和12年3月31日）
- (4) 修繕料及び除雪費については、協議のうえ、指定管理料の精算を行うものとする。

10 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

応募者の資格は、指定期間中、施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人又はその他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもので規定される一般競争入札に参加させることのできないものに該当するもの
- ② 丹波市から指名停止措置を受けているもの
- ③ 市税、法人税、消費税を滞納しているもの
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っているもの
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑥ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消しを受けたもの
- ⑦ 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けたもの。ただし、当

該勧告を受けた後に、必要な指定の実施について労働基準監督署に報告し、対応を実施済みである場合を除く。

(2) 応募者の形態

- ① 複数の団体がグループ（共同事業体）（以下「グループ」という。）を構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めてください。
- ② グループは応募時にグループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたグループの協定書の写しの提出が必要です。
- ③ 指定管理者の候補者が新たに法人を設立する場合には、指定管理者の候補者の選定後に当該法人の登記事項証明書（又は登記簿謄本）又は法務局登記官の受領証を提出してください。

(3) 応募の制限

- ① 応募1団体又はグループにつき、申請は1件とします。
- ② 単独で応募した団体はグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできません。

(4) 応募書類

丹波市営駐車場指定管理者の募集要項に基づき応募するには、以下の書類（別途添付）を提出してください。ただし、提出書類は、A4サイズ縦長、横書きとします。

- ① 指定管理者指定申請書（様式1）
- ② グループ構成員表（様式2）（グループ応募の場合のみ必要）
- ③ 事業計画書（様式3-1）
- ④ 指定期間中の収支計画に関する事項（様式3-2）
- ⑤ 管理運営の内容に関する事項（様式3-3・4・5・6）
- ⑥ 収支計画書（様式4）
- ⑦ 実施体制表（様式5）
- ⑧ グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項（様式6）
- ⑨ 団体の概要（様式7）

各項目について、条例、規則、本要項、別添「丹波市営駐車場指定管理者仕様書」等を参照のうえ作成し提出してください。市が定める評価指標及び目標値を達成するための取り組みを具体的に記載してください。

- ⑩ 宣誓書（様式10）

(5) 添付書類

- ① グループの協定書の写し（グループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたもの）
 - ② 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつてはこれに類するもの）
 - ③ 法人の登記事項証明書あるいは登記簿謄本及び印鑑証明書（申請日の3ヶ月以内に取得したもの）
 - ④ 役員の名簿
 - ⑤ 事業（営業）報告書（直近のもの）
申請者の活動等に関する実績及び実施計画の内容がわかるもの
 - ⑥ 貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、最近の予算及び決算等経営の規模及び状況がわかるもの（直近3年間）
 - ⑦ 市税・法人税の納税証明書、消費税の滞納がない証明書（直近3年間）
 - ⑧ その他、市長が必要と認める書類
- (6) 提出部数（正本1部、副本12部）
- (7) 留意事項
- ① 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
 - ② グループ応募の場合には、構成員ごとに(5)の付属書類を作成してください。
 - ③ 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は失格とします。
 - ④ 提出された書類の内容を変更することはできません。
 - ⑤ 提出された書類は返却しません。
 - ⑥ 応募に要する費用は、申請者の負担とします。
 - ⑦ 指定管理者指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出してください。
 - ⑧ 提出された応募書類は、丹波市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示する場合があります。

11 応募の手続き

- (1) 応募書類の提出方法
応募書類の提出は持参とします。
- (2) 応募書類の提出場所
丹波市役所財務部資産活用課管財係
〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
- (3) 応募期間
令和6年4月5日～令和6年5月31日
- (4) 留意事項

- ① 応募書類の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。
- ② 募集内容に関する質問は、令和6年4月30日午後5時までに質問書（様式9）により行ってください。郵送、ファックス及びメールも可とします。なお、電話又は口頭による質問は受け付けません。
- ③ 質問に関する回答は、市公式ホームページに令和6年5月10日に掲載予定です。

12 指定管理者の候補者の選定

- (1) 指定管理者の候補者の審査は、丹波市が設置する指定管理者選定評価委員会が事業計画書等の内容を精査し、本要項及び次に掲げる評価指標の項目に照らして総合的に判断します。

◇共通評価項目

- ① 収益性・成長性の視点
 - ・事業の将来性を検証する指標
- ② 生産性の視点
 - ・指定管理者の効率経営への取組みを評価する指標
- ③ 安全性の視点
 - ・安定した経営による事業継続を確認する指標
- ④ 市民の視点
 - ・市民満足度の向上（利用者数の拡大）
- ⑤ 財務の視点
 - ・コストの最小化・収入の最大化
- ⑥ 業務の視点
 - ・業務プロセス改善などの評価
- ⑦ 人材の視点
 - ・人材育成、ノウハウの蓄積等

◇総合評価項目

設置目的を効果的かつ効率的に達成できること

(2) 審査の日程等

- ① 審査の日時
令和6年7月12日
- ② プレゼンテーションについて
応募者のプレゼンテーションは、1団体につき参加人数は3名以内とし、説明時間は30分以内とすること。なお、事前に提出された応募

書類以外の資料を用いてプレゼンテーションを行う場合は、審査当日に必要な部数を用意すること。また、プロジェクター等の機器は使用できませんので、必要な場合は、事前に申込ください。

13 指定管理者の候補者選定後の手続き等

(1) 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行います。

市は必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について、議会での議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）に締結する「年度協定」を締結します。なお、おおまかなスケジュールは次のとおりです。

- ①候補者の選定 令和6年7月頃
- ②仮協定の締結 令和6年9月頃
- ③議会の議決 令和6年12月頃
- ④基本協定書の締結 令和7年1月頃

14 留意事項

- (1) 候補者については、議会議決後、市ホームページにより選定結果を公表します。開示請求があった場合、応募書類及び議事概要を開示しますので、ご承知のうえ応募してください。
- (2) 指定管理者は、丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消される、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられることがあります。従って、指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前においても、財務状況の悪化又は社会的信用を著しく損なう等により事業の履行が確実でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、基本協定を締結しない又は基本協定を解除することがあります。
- (3) 指定管理者の指定を取り消し、基本協定の解除等を行った場合、指

定管理者に対して違約金及び損害賠償の請求を行います。違約金等の詳細については、基本協定で定めます。

15 各種税の取扱い

(1) 事業所税

総務省市町村税課長の通知（平成17年11月14日総税市第59号）に基づき、利用料金制を適用している公の施設の管理運営事業は、事業所税の課税上は収益事業として扱われ、公益法人が指定管理者である場合も含めて事業所税の課税対象となる可能性があります。

なお、各施設・各指定管理者の具体的な判定については、各指定管理者が確認することが必要となります。

(2) 法人税・法人市民税・法人県民税

指定管理者として公の施設の管理運営を行う際、株式会社、財団法人等だけでなく、特定非営利活動法人、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、法人でない社団及び財団で代表者又は管理人の定めがあるもの場合には、「法人」として、法人税、法人市民税及び法人県民税が事業内容によっては課税対象となりますので、詳細は各関係機関にお問合せください。

16 問合せ先

丹波市役所財務部資産活用課管財係（担当 荻野浩仁・上田真未）

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

電話：0795-82-0029

FAX：0795-82-5448

mail: shisankatsuyou@city.tamba.lg.jp